

## アルプスアルパイングループ贈収賄防止方針

### 1. 贈収賄防止に対する基本的な考え方

アルプスアルパイン株式会社およびそのグループ会社（以下、「当社」という）は、「アルプスアルパイングループ行動規範」（以下、「行動規範」という）に定める贈収賄防止について、ここに「アルプスアルパイングループ贈収賄防止方針」（以下、「本方針」という）を定め、当社に適用される各国・地域の贈収賄に関わる法令等を遵守するとともに、事業活動の透明性と公正性を確保して贈収賄の防止に取り組みます。

### 2. 適用範囲

本方針は、当社の役員および従業員（以下、総称して「従業員等」という）に適用します。

### 3. 贈収賄の禁止

(1) 当社の従業員等は、直接・間接の別及び国の内外を問わず、公務員もしくはこれに準ずる者（以下、「公務員等」という）、または取引先その他の事業者（法人・自然人を問わない）もしくはその従業員等との間において、贈収賄またはその疑いを招く行為（社会通念上の適切な範囲を超えた接待・贈答、旅費負担、寄付、その他の利益の提供やその約束・申し出などを含む）を行いません。

(2) 当社の従業員等は、ファシリテーション・ペイメント（定型的な行政サービスに係る手続の円滑化を目的とした公務員等への小額の支払い）を原則として行いません。ただし、従業員等の生命、身体または自由に危害が及ぶ恐れがある場合にはこの限りではなく、個人の安全を最優先します。なお当社の従業員等は、当該状況から逃れた後でその経緯および理由を記録し、速やかに当社の関連部門に報告を行うものとします。

### 4. 適切な会計処理と記録

当社は、すべての取引について、事実に基づき正確に会計帳簿に記録し、関連する帳票その他の資料を適切に保管するとともに、必要な内部統制を構築・整備し適切に運用します。

### 5. 周知および教育

当社は、当社の従業員等に対し、贈収賄の防止に関する情報提供および教育等を実施し、その周知の徹底と理解の浸透を図ります。

### 6. モニタリング

当社は、贈収賄防止に関する法令等の遵守及び取り組みに関する状況を定期的に確認し、それらの継続的な促進と改善を図ります。

## 7. 不正発覚時の対応

当社は、贈収賄防止に関する法令等に違反する疑いのある事案を把握した場合には、速やかに事実関係を調査のうえ、事案に対する適切な措置及び違反者に対する処分を講じるとともに、再発防止に努めます。

2026年2月1日制定